

川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業環境影響評価準備書 に係る埼玉県環境影響評価技術審議会の意見について（答申案）

川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 本地域の屋敷林については、保全の対象になっていないとしても地域の資産であることから、開発予定の緩衝帯として活用するなど、その保全を検討すること。
- (2) 造成計画について、盛土量が切土量より多くなっているため、当該盛土材の使用に関して、施工時期との整合をとり、また外部から残土の搬入があった場合の搬入土壌の管理を適正に行うこと。
- (3) 近年の気象災害事例を踏まえ、調節池からの越水、濁水の流出が生じないよう十分な調節池を設置すること。また、周辺河川の一部については、過去の台風被害で護岸が崩壊した箇所を含むことから、計画地からの排水については、当該被害が生じないよう検討すること。

なお、計画地内には宅地や教育施設があることから、異常気象時に対応できるように調節池設置後の状況を継続的に観測することが望ましい。

- (4) 温室効果ガス排出量については、日高市のカーボンニュートラル宣言との整合が図られるよう、造成事業を検討し、また進出企業へ働きかけること。
- (5) 計画地内には小学校、高等学校が存在し、その通学路の一部改変が行われる。また、屋敷林の伐採や、物流施設などの長大な建物建造物による日影など、事業に伴う地域への影響も大きいことから、本事業計画について地域住民とのコミュニケーションを十分に図ること。

2 景観

- (1) 歩行者専用道路の工事にあたり、景観の観点から高萩北小学校に植えられている桜並木の根を傷つけないよう留意すること。

また、併せて歩道には透水性のある素材の使用を検討すること。

- (2) 景観資源の調査地点 No. 2 について、当該地域特有の屋敷林が良く視認できる地点となっている。

当該屋敷林を伐採するのであれば、予測評価地点として追加すること。

3 景観・日照阻害

予測評価の前提となっている建造物の高さや広さについて、当該規模を前提とした根拠を評価書において丁寧に記載すること。

4 史跡・文化財

旭ヶ丘遺跡の範囲が切土部分に入っているため、まずは出来る限り保存することを検討し、保存できない場合は市教育委員会に確認し、記録保存などの対応を行うこと。

5 事後調査

計画地からの雨水排水先の河川においては、現状においても降雨時において浮遊物質量が環境基準を超える値を示しているため、本事業による河川への影響を把握するため事後調査を実施し、結果に応じて保全措置を追加するなど、さらなる水質の悪化が生じないようにすること。